

ホットニュース

最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた
中小事業者等取引公正化推進アクションプラン（令和３年９月８日公表）
※相談窓口のフリーダイヤル化について令和３年９月３０日更新

※ 公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、本年９月の「価格交渉促進月間」における活動の一環として、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を次のとおり取りまとめ（相談対応のためのフリーダイヤルの設置を含みます）、対策の強化に取り組めます。

第１ 下請法等の執行強化

- １ 下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化
- ２ 最低賃金引上げ等を勘案しない下請代金の不当な設定を含む下請法違反行為等への厳正な対処

第２ 相談対応の強化

- １ 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置

最低賃金の引上げ等に伴い、取引先から不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者等からの相談を受け付ける「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」（令和３年１０月１日からフリーダイヤル化^１）を設置し、下請法に関する個別相談への対応を強化する。

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口（フリーダイヤル）

電話番号 ０１２０－０６０－１１０

【受付時間】１０：００～１７：００（土日祝日・年末年始を除く。）

- ２ 中小事業者等のためのオンライン相談会の実施

第３ 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

- １ 「買ったとき」に関する下請法上の考え方の明示及び周辺徹底
- ２ 「下請取引適正化推進月間」における周知活動の拡充・強化

^１ 詳しくは、公正取引委員会ウェブサイト

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210929.html> 参照

詳しくは、

(令和3年9月8日)最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた
中小事業者等取引公正化推進アクションプラン

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210908.html> にリンク)

問い合わせ先：公正取引委員会事務局経済取引局取引部

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（下記以外）

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1の1（1），2関係）